

合併関連議案議決(4市町議会)

平成16年3月18日(木)

平成16年3月18日(木)に4市町議会で合併関連議案が賛成多数で可決されました。議決状況並びに協議内容をお知らせします。

■西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃し、その区域をもって「西条市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 西条市の財産は、すべて「西条市」に帰属させる。
- 2 東予市の財産は、すべて「西条市」に帰属させる。
- 3 周桑郡丹原町の財産は、すべて「西条市」に帰属させる。
- 4 周桑郡小松町の財産は、すべて「西条市」に帰属させる。

■西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合について

平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃し、その区域をもって「西条市」を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、愛媛県知事に申請する。

■西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃し、その区域をもって「西条市」を設置することに伴う、西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町における議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年5月31日まで引き続き「西条市」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期等

「西条市」に平成17年7月19日までの間、2つの農業委員会を置き、西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き、「西条市」の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として在任する。

■西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃し、その区域をもって「西条市」を設置することに伴う、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、地域審議会を設置するものとする。

■西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町の廃置分合に伴う「西条市」の議会の議員の定数に関する協議書

平成16年11月1日から西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃し、その区域をもって「西条市」を設置することに伴う、「同市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「西条市」の議会の議員の定数は、34人とする。

調印書

西条市、東予市、丹原町及び小松町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。.

平成16年2月29日

西条市長 伊藤 宏太郎
東予市長 青野 肇
丹原町長 清水 伸子
小松町長 佐々木 三治

合併協定書